

業務及び財産の状況に関する説明書

第45期 2022年7月1日から2023年6月30日まで

2023年8月30日作成

監査法人名 ひびき監査法人

〒541-0041

所在地 大阪市中央区北浜2-3-6 北浜山本ビル4階

代表者 理事長 田中 弘司

## 一. 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 監査法人の目的

- ・財務諸表の監査又は証明の業務を行うことを目的とする。
- ・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務を行うことを目的とする。

#### (2) 監査法人の沿革

昭和	54. 6. 1	大蔵大臣に監査法人の設立認可申請を行った。
昭和	54. 6. 26	大蔵大臣より 54. 6. 15 付をもって認可を受けた。 大阪市西区西本町 1 丁目 2 番 8 号第五富士ビル新館に事務所を設けた。
昭和	63. 3. 23	事務所を大阪市西区阿波座 1 丁目 2 番 10 号本町岡村ビルに移転した。
平成	17. 7. 1	事務所を大阪市中央区北浜 2 丁目 3 番 6 号北浜山本ビルに移転した。
平成	19. 7. 1	有恒監査法人と合併し、ナニワ監査法人から大阪監査法人と名称変更した。
平成	20. 9. 26	目的に、「財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務を行うこと」を追加した。
平成	26. 7. 1	大阪監査法人が新橋監査法人、ペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人に名称変更した。

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

#### 無限責任監査法人

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当会計年度は新規契約 11 社、契約解除 58 社、前年度比 47 社減少となりました。金商法・会社法監査の種別では、前年度比 10 社減少となりました。当会計年度末日現在では、金商法・会社法監査 34 社を含めて、合計 84 社の被監査会社等の総数となりました。

また、非監査証明業務は財務に関する調査を主な業務として 19 社に対して行いました。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

2023年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	34 社	32 社
② 金商法監査	1 社	
③ 会社法監査	16 社	2 社
④ 学校法人監査	4 社	
⑤ 労働組合監査	9 社	
⑥ その他の法定監査	3 社	
⑦ その他の任意監査	17 社	
計	84 社	34 社

(4) 非監査証明業務の状況

当期は19社の非監査証明業務を行い、当業務に係る収入金額は31,512千円となりました。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人はディスクロージャー制度の一翼を担う監査及び会計の専門家集団として、実務経験豊富な公認会計士によるキメ細かくかつスピーディーな対応をモットーに、財務情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与すべく努力しています。

内部管理体制については、組織規程を整備し、社員会、理事会及び評議会の組織体制を確立するとともに、理事長を品質管理の最終責任者として規定しています。理事会のもとに品質管理部、総務人事部及び経理部の本部組織を設置し、監査法人としての一元的運営を図っています。

全社員に対する法令遵守意識向上のための研修会の実施、独立性の確認の徹底及びひびき監査法人のホームページのトップに「ホットライン／情報提供窓口」のバナーを設置する等の取り組みを行い、法令等の遵守意識の向上を図っています。

## (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

### 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

### 2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

#### (1) 職業倫理

倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、これを全ての専門要員が遵守することを求めています。

#### (2) 独立性

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規程に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確認するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

当法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年、独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めています。

#### (3) ローテーションの方針及び手続

大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、公認会計士法及び倫理規則等に準拠した規程を定め、その主要な担当者（監査責任者、審査担当者等）に対してローテーションを実施しております。対象となる同一関与先に対して、監査責任者の継続関与期間は7会計期間、インターバル期間は最低2会計期間、大会社等の筆頭監査責任者のインターバル期間は5会計期間としております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を定め、独立性の確認手続の実施及びリスク評価に応じた承認を受けることを義務付けております。

契約の新規の締結又は契約を更新する場合は、不正リスクへの対応を含むリスク評価を実施することとしております。新規の契約締結の場合は、品質管理部において不正リスクへの対応を含むリスク評価を実施し、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項についての検討結果を社員会（特にリスクが低い場合は理事会）に報告し、契約締結に関する承認を得ることとしております。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用に関する方針及び手続を定め、業務遂行に必要な適性、能力及び職

業倫理を備えた誠実な人材を採用しております。

教育・訓練については、専門要員の能力及び適性を高めるため、適宜、研修会を開催し、継続的専門研修制度の完全履修を義務付けております。また、監査責任者は監査現場において、専門職員の指導に注力することとしております。

専門要員の評価については、評価に関する方針及び手続を定め、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む）を遵守することを正当に評価することとしております。

専門要員の選任については、監査責任者はその職責を果たすために適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保することができる者を、また、専門職員は監査実施の能力、適性、経験、独立性を保持し、十分な時間を確保することができる者をそれぞれの監査業務に選任することとしております。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を確保するために、我が国の監査の基準に準拠した監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアル及び品質管理規程に定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門性が高く、判断に困難が伴う重要事項や見解が定まっていない重要事項については、監査責任者は事前に審査担当者に当該事項を相談し、必要な場合には品質管理部へ問合せを行うこととしております。

### (3) 審査の方針及び手続

審査については、社員会において、審査対象会社の監査業務に従事せず、かつ、監査責任者と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を関与先毎に審査担当者に選任しております。審査担当者は、監査計画、監査意見形成に係る問題点の有無及び監査意見の形成について、監査責任者との討議、裏付けとなる監査調書の検討及び財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施しております。

更に、継続企業の前提の検討、重要な会計方針の変更や見積りの変更など決算に及ぼす影響の大きい重要な項目については、複数社員により構成される上級審査会において上級審査を行うこととしております。

また、監査責任者と審査担当者との間の判断の相違又は判断が困難な重要な事項等がある場合も、上級審査会による上級審査を実施しております。なお、上級審査会の審査によってもなお慎重な判断を必要とする事項等がある場合は、社員会において審査を実施しております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じる虞のある事項を認識した場合には、適時に、監査責任者は審査担当者に事前に相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めますが、それでも監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解消できないときには、臨時で開催される上級審査で協議し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめております。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から 60 日を超えないものとしております。

監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保して管理しております。

監査調書は10年間保存し、廃棄に関する手続に従って廃棄しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理システムの監視を行っております。

品質管理システムの監視は監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」と所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されております。

「定期的な検証」は、社員会において関与先毎に品質管理担当社員を選任し、毎年度、循環的に実施しております。検証のサイクルは、3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、品質管理システムの監視によって発見された不備の影響を評価し、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとっております。品質管理担当責任者は、監査責任者及びその他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うこ

とができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われるために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当事項なし

- (4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2021年12月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の理事長 安岐 浩一 は、当法人の第45期（自2022年7月1日 至2023年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項なし

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

2012年2月 PKF INTERNATIONAL LIMITED との間で、PKFの名称を使用し、技術的情報、マーケティング情報を入手することのできるライセンス契約を締結しております。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
23人	0人	23人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

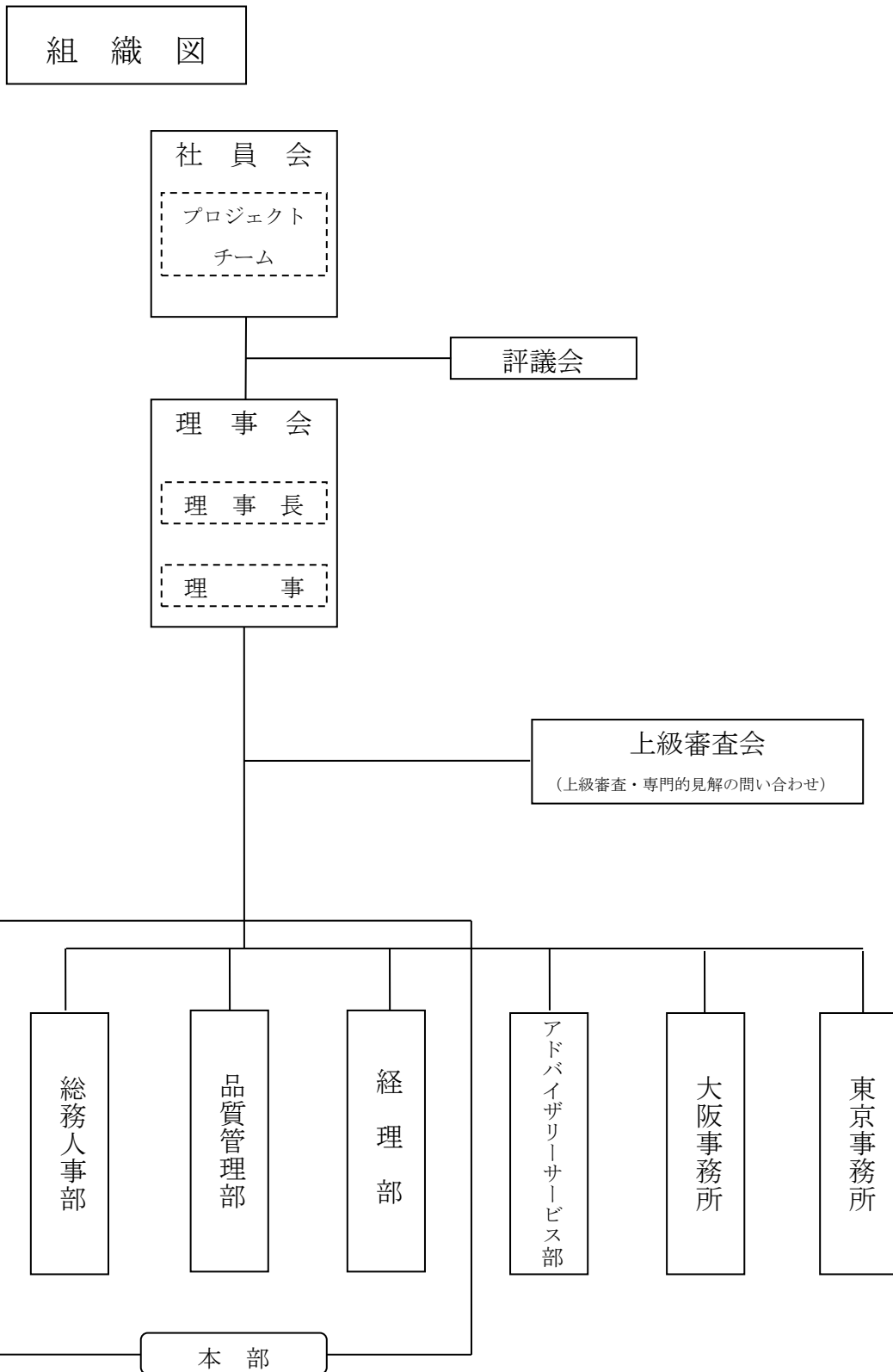
合議体の名称	合議体の構成		
	公認会計士	特定社員	計
社員会	23人	0人	23人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部 大阪事務所	大阪市中央区北浜 2丁目3番6号 北浜山本ビル	17人	0人	17人	99人
(従) 東京事務所	東京都千代田区 神田須田町1丁目8番4号 陽友神田ビル	6人	0人	6人	34人



四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

期別 項目	第44期 2021年7月1日 ～2022年6月30日	第45期 2022年7月1日 ～2023年6月30日
売上高		
監査証明業務	1,567,110	1,670,281
非監査証明業務	60,833	31,512
合計	1,627,943	1,701,793

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

クロスプラス(株)	タビオ(株)	(株)リヒトラブ
(株)ワキタ	(株)エステック	芦森工業(株)
あんしん保証(株)	(株)魚力	エスケー化研(株)
極東開発工業(株)	(株)きんでん	(株)栗本鐵工所
グローバルセキュリティエキスパート(株)	サノヤスホールディングス(株)	SANE I (株)
三京化成(株)	(株)指月電機製作所	田中建設工業(株)
JTP(株)	日本電子材料(株)	阪神内燃機工業(株)
(株)ヤマシナ	ULSグループ(株)	(株)ニイタカ
(株)カーブスホールディングス	(株)コシダカホールディングス	(株)AViC
(株)大森屋	日本毛織(株)	地主(株)
小泉産業(株)	(株)ニヤクコーポレーション	大阪外環状鉄道(株)
大阪トヨペット(株)		

以上